

## 事例Ⅳ－４ 省力・低コスト造林に関する現地検討会や情報共有の実施

北海道森林管理局では、「新しい林業」の実現に向け、造林のトータルコストの低減や作業の省力化・効率化を図るため、機械下刈りの導入に取り組んでいる。

従来の一般的な地拵<sup>ごしら</sup>え及び植付けの仕様は、植栽列の幅(1.5m)や伐根が制約となり機械下刈りには適していなかった。令和5(2023)年度に施策に関わる関連通知類を見直し、機械下刈りを導入するための仕様を整理したことで、翌年度には局管内24署のうち9署(合計52ha)の請負事業として機械下刈りの発注が実現した。機械下刈り導入の更なる拡大に向け、機械下刈りの発注面積の中長期見通しをホームページで公表することで、請負事業体が機械化に向けた検討・準備を進めやすくなるようにした。これらの取組を進めてきた結果、令和7(2025)年度においては、機械下刈りの実施面積が111haに増加する見込みとなっている。

あわせて、民有林における機械下刈りの普及を促進するため、試験的に先行して取り組んできた上川中部森林管理署を始めとした道内各署において、北海道・市町村担当者、請負事業体等を対象に、機械下刈りの仕様等の紹介や、遠隔操作の機能を有する機械による下刈りの実演などを行う現地検討会を開催してきた。また、国有林で先駆的に実施してきた仕様の考え方等について、北海道有林の担当者と意見交換を実施してきたところ、道有林においても、令和7(2025)年度から機械下刈りの導入に向けた功程調査や植栽木への影響調査、植栽から伐採まで全工程を機械施工とするモデル林の造成などの取組が進められている。

これまでの一連の取組により、北海道内の林業事業体等において、13社が下刈り用の機械を所有、14社が購入を検討している状況となっている(令和6(2024)年度末時点)。

北海道森林管理局では、引き続き、機械下刈りの導入可能箇所の拡大や民有林への普及を通じて、造林コストの低減や従事者の負担軽減などに向けて取り組んでいくこととしている。



遠隔操作の機能を有する機械による下刈りの実演



機械の走行幅を確保した列間

### (森林・林業技術者等の育成)

近年、市町村の林務担当職員の不足等の課題がある中、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスター)<sup>8</sup>」等を系統的に育

<sup>8</sup> 森林総合監理士については、第I章第1節(3)54-55ページを参照。